

報告要旨

2011年7月30日(土)

「トランサンショナル化の現実と規制の諸相(Transnational Reality and Various Modes of Regulations)」

慶應義塾大学経済学部教授 杉浦 章介 (すぎうら のりゆき)

1 Governance and Regulations

本報告は、トランサンショナル化する世界の中において、統治(Governance)に関する未知の諸問題に対応する新規で多様な規制(Regulations)の在り方について考察を加えるものである。

今日のグローバル化やトランサンショナル化と呼ばれている現象は、これまでの規制を撤廃・緩和し、自由化・民営化へと移行し、市場の調整機能に委ねるということで現出してきたとされる一方で、再規制や自主規制など、形を変えた規制の形態が、それまでに緩和されたとされる規制に取って代わって大きな影響を及ぼしている事実も否定できない。規制の総量は減少しているのか、あるいは、その強度や深化はどのように変化してきたのか、あるいは、規制は様相を変容させながら、これまでと同様に、あるいはこれまで以上に、統治の実践と関わりを深めているのであろうか、そして、そのような規制の変質は、統治そのものの在り方にも大きな影響を及ぼしているものとみられる。

このような問題意識に基づいて、トランサンショナル・ガバナンスの現実について分析を行うとき、Hard Regulations と Soft Regulations の概念を導入すると有益である。前者には何らかの義務的な法的拘束力と強制力に基づく懲罰が存在するのに対して、後者は、あくまで自発的な意思に基づく行動・意思決定を誘導するものとみなされる。そして、トランサンショナル化の深化とともに Hard Regulations から Soft Regulations への移行がみられる。特に EU の統治に関しては、これまでの the Community Method とよばれる hard regulations にかわって、the Open Method of Coordination とよばれる soft regulations が重要性を増している。本報告では、hard regulations では利害調整が最も困難な問題の一つである移民政策について若干の考察を加える。

2 Soft Regulations

Soft Regulations には、私的な団体によって自主的に設けられた標準(Standard)を採用するか否か、というようなものもある。国際会計標準への自発的参加と基準効果の発効はその例である。その他、人権宣言や環境宣言などの規範的原理を準用することを相互に確認・監視しあうという The Global Compact Initiative や、一般的な Peer Review, 認証評価制度への参加や、多種多様な ranking による評価などが存在している。

多くの soft regulations は、以下のような項目のチェックを行う。Accountability, Transparency, Efficiency and Effectiveness, Forward Vision, Rule of law.

Soft Regulations のなかでも、強力かつ普及度の高い方法に Monitoring という方法がある。常時監視制度は透明性(Transparency)の確保という目的からも、受容されるものとなっているが、中には、Transparency International (NPO)のように、政府の腐敗摘発を使命とするものもある。Monitoring という方法が、WikiLeaks や YouTube と連携することなどによって新たな展開を見せ始めていることは近時の出来事によっても推測でき、Governance の在り方そのものの変容を促している。

Soft Regulations は多様な形態を持つものといえるが、法のように明文化と罰則規定がなされていないことが通例であるので、如何にして、規制そのものの権威を示威し、規制を遵守させることを確保するのかという点が問題となる。それには概ね 3 つの方法を考えられる。

- ① 組織化によって統制する：WTO や FIFA のように、組織に参加を希望するものがルールの遵守を誓約することによって統制を担保する。
- ② 専門性によって統制する：ISO のように世界的にみて権威のある専門化集団によって特定領域の standards が維持されることによって統制を担保する。
- ③ 連携によって統制する：IASB(国際会計基準協会)のように、自らの権威と正当性を、IOSCO(国際証券委員会)からの支持の取り付けによって確保し、その連携・支持によって統制を担保する。

このような Soft Regulations の実効性を高める手段には以下のものがある。

Peer Review, Peer Pressure, Bench Marking, Best Practice, Guidelines,
the System of Name and Shame

3 the Open Method of Coordination

EU の Governance にとって重要性を増している Soft Regulations の代表が、The Open Method of Coordination(OMC)である。

EU 加盟各国は、以下の点を誓約する。

- ① 特定の全体の目標に向けての努力を惜しまない、
- ② 所定の手続き従う、
- ③ EU 委員会あるいは他の加盟国による批判的吟味を受け入れる、
- ④ しかし、その国独自の独立した意思決定を行う権利を留保する。

OMC は、これまで EU にとって、

- ① 強制的法令に基づくような伝統的なコミュニティ・メソッドを持ちうことなく統治を行う手段であり。

- ② 特に、加盟各国間の見解の相違があまりにも大きいので、通常の *hard regulations* を準用することが当初より期待できないような問題領域に適用されてきた。

4 Transnational Migration and Remittances Economies

そのような OMC の適用領域の例として移民政策がある。EU の移民政策においては、トランサンショナルな人権レジームと各国の国益レジームの対立という基本的構図が考えられてきた。しかし、近年、フランスのサルコジ大統領の選別的移民政策の是非を巡る議論、そして、所謂「サン・パピエ」の増大、さらには、2011年7月ノルウェーにおけるテロの惨劇によって、EU における移民政策問題の根深さと拡がりが明らかにされた。本報告では、EU 内部に限定せずに、広くトランサンショナルな移民一般を取り上げることによってグローバルな規模における移民とその送金経済の急拡大と深化を浮き彫りにする。とりわけ、交通・通信技術の革新が極めて大きな影響を及ぼしていることがわかる。また、一般移民だけでなく高学歴のプロフェッショナルのトランサンショナルな移動も新たな問題を生じていることも指摘される。

5 Three points for future soft regulations

本報告の締めくくりに、今後もますます重要となっていく Soft Regulations のあり方に大きな影響力を持つであろう事柄として、以下の 3 点を挙げておく。

- ① WikiLeaks とマスメディアの分業体制や、スマートフォンを初めとするソーシャル・メディアと統治の問題にはますます soft regulations がかかわりを持つようになるであろう。(情報技術の普及と soft regulation)
- ② EU の統治という観点からみると、リーマン・ショック後の各国の財政健全化と金融統治の確立をめぐる諸問題は最大の障害となるものと見られる。(Financial Governability と soft regulations)
- ③ EU 憲法の批准もさることながら、EU の統合には事実的・機能的統合と規範的統合の異なる 2 つのものがある。通貨統合や単一市場の形成は前者である。しかし、ヨーロッパ市民権のようなものは、後者、すなわち、規範的統合に依拠するものである。移民の問題も、規範的統合の課題として的一面もある点は重要であろう。
(事実的・機能的統合と規範的統合)

References

- Djelic, Marie-Laure and Sahlin-Andersson, Kerstin (eds.) (2006)
Transnational Governance: Institutional Dynamics of Regulation
Cambridge University Press
- Jacobsson, Bengt(2006) “Regulated regulators: Global trends of state transformation”,
in Djelic and Sahlin-Andersson(2006) pp205-224
- Jacobsson, Bengt and Sahlin-Andersson, Kerstin (2006) “Dynamics of Soft Regulation”
in Djelic and Sahlin-Andersson(2006) pp247-265
- Kalm, Sara (2010) “Limits to Transnational Participation: The Global Governance of
Migration”, in Jonsson, Christer and Tallberg, Jonas(2010), *Transnational Actors in
Global Governance: Patterns, Explanations, and Implications*, Palgrave Macmillan
- Morth, Ulrika(2006) “Soft regulation and global democracy”,
in Djelic and Sahlin-Andersson(2006) pp119-135
- Vertovec, Steven (2009) *Transnationalism*